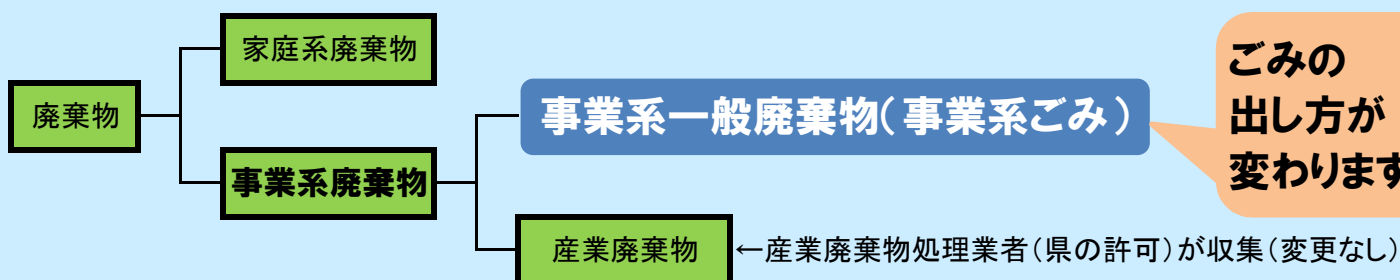


令和2年10月から 事業系ごみの出し方が変わります

事業系ごみとは

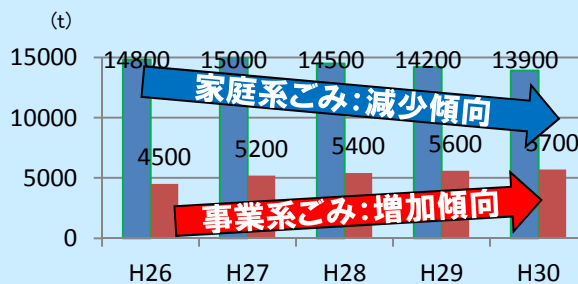
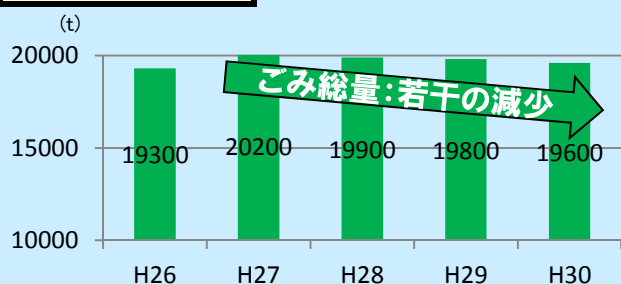
- ①法人・個人・営利団体・非営利団体(事業者)の**事業活動により排出されるごみは、『事業系廃棄物』**に位置付けられ、以下の図のとおり『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に区分されます。
- ②事業系一般廃棄物の例としては、「飲食店から出る生ごみ」や「事務所から出る紙」などがあげられます。



事業者の責務

- ①事業者には、事業系廃棄物を自らの責任で処理することが法律で義務付けられています。
- ②事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬、処分し、又は許可業者に運搬、処分させなければなりません。
- ③事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めなければなりません。

ごみ排出量



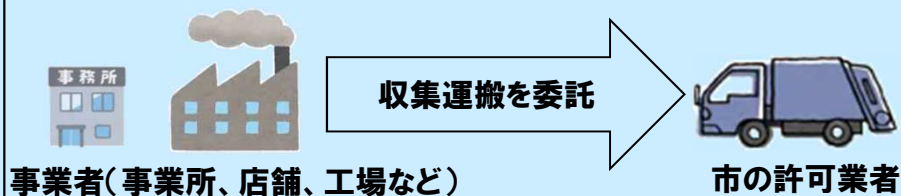
事業系ごみの減量化

- ①事業者が排出する事業系ごみの中には、減量やリサイクルできるものがあります。
- ②事業系ごみの減量化等は、処理費用の削減、企業のイメージアップにつながりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

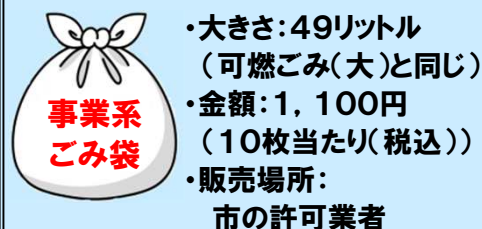
収集運搬方法の変更点

増加傾向にある「事業系ごみ」の減量化等を図るため、**令和2年10月から**収集方法を見直し、「**①市の許可業者による収集**」「**②事業系ごみ袋の導入**」を行います。

①事業系ごみの収集運搬は市の許可業者に委託



②事業系ごみ袋の導入



事業系ごみの出し方

変更前(令和2年10月2日(金)まで)

市が収集

パターンA

家庭系ごみ袋

田川市

※8袋のごみを出す場合の例です

業者が収集

パターンB

市販のごみ袋

市又は許可業者による収集

※ごみ袋を使用しない場合もあります

ごみを出す者が自ら運搬

パターンC

焼却場へ持込む

自ら運搬

焼却場

変更なし

変更後(令和2年10月5日(月)から)

市が収集(1回のごみ出しで5袋以内)

パターン①

家庭系ごみ袋

田川市

+

許可業者が収集(6袋目からのごみ)

パターン②

事業系ごみ袋

市の許可業者

※市と許可業者の収集の組合せが可能
(ただし、全てのごみ袋を許可業者に委託することも可能)
※8袋のごみを出す場合の例↑

ごみを出す者が自ら運搬

・変更はありません

パターン②

焼却場へ持込む

自ら運搬

焼却場

許可業者

No	事業者名	住所	電話	古紙回収
1	早雲商事(有)	田川市弓削田3486	44-6278	○
2	(株)彩春環境	田川市糯2302-64	45-7778	○
3	(株)クリーン北部九州	田川市川宮713-6	85-9300	○
4	山元リサイクル	田川市川宮1048-5	46-2475	○
5	(株)泰成化学環境開発	田川市川宮914-1	42-2038	○
6	(有)日本ダストサービス 田川支店	田川市弓削田1584-8 クリアーライフ文字山105	45-2566	○
7	(株)神田商店 田川営業所	田川市大黒町2-1 KANDAビル3F	41-8686	○

<許可業者に収集運搬を依頼する手順>

- ①左の許可業者に電話
 - ②許可業者と協議(量、回数、費用等)
 - ③許可業者と契約
 - ④許可業者から事業系ごみ袋を購入
 - ⑤事業系ごみ袋でごみを出す
 - ⑥許可業者がごみを収集運搬
- ※古紙の回収を希望する場合、左の古紙回収を行う業者に相談することも可能です

出し方の例①～③で説明します

変更前(令和2年10月2日(金)まで)

1回のごみ出しで8袋出していた

家庭系ごみ袋 (可燃ごみ袋)

・ペットボトル、プラスチックの分別が不十分で、可燃ごみとして出していた

1回のごみ出しで10袋出していた

家庭系ごみ袋 (可燃ごみ袋)

・ごみの量の約半分が古紙だった

1回のごみ出しで20袋出していた

家庭系ごみ袋 (可燃ごみ袋)

・分別可能な資源ごみはなかった

ごみの分別に
取り組んだ

古紙の分別に
取り組んだ

市又は
許可業者
による収集

変更後(令和2年10月5日(月)から)

1回のごみ出しを5袋以内にした

ごみ出し日① (5袋) 家庭系ごみ袋 (可燃ごみ袋)

ごみ出し日② (1袋) 家庭系ごみ袋 (ペットボトル) 田川市

ごみ出し日③ (2袋) 家庭系ごみ袋 (プラスチック)

・市の収集(家庭系ごみ袋)のみ

市と古紙回収業者に収集を依頼

家庭系ごみ袋 (5袋以内) 田川市

古紙 古紙回収業者

・古紙の回収は古紙回収業者に委託

市が収集(1回のごみ出しで5袋以内)

家庭系ごみ袋 (可燃ごみ袋) 田川市

+

許可業者が収集(6袋目からのごみ)

事業系ごみ袋 市の許可業者

※市と許可業者の収集の組合せが可能
【ただし、全てのごみ袋を許可業者に委託することも可能】

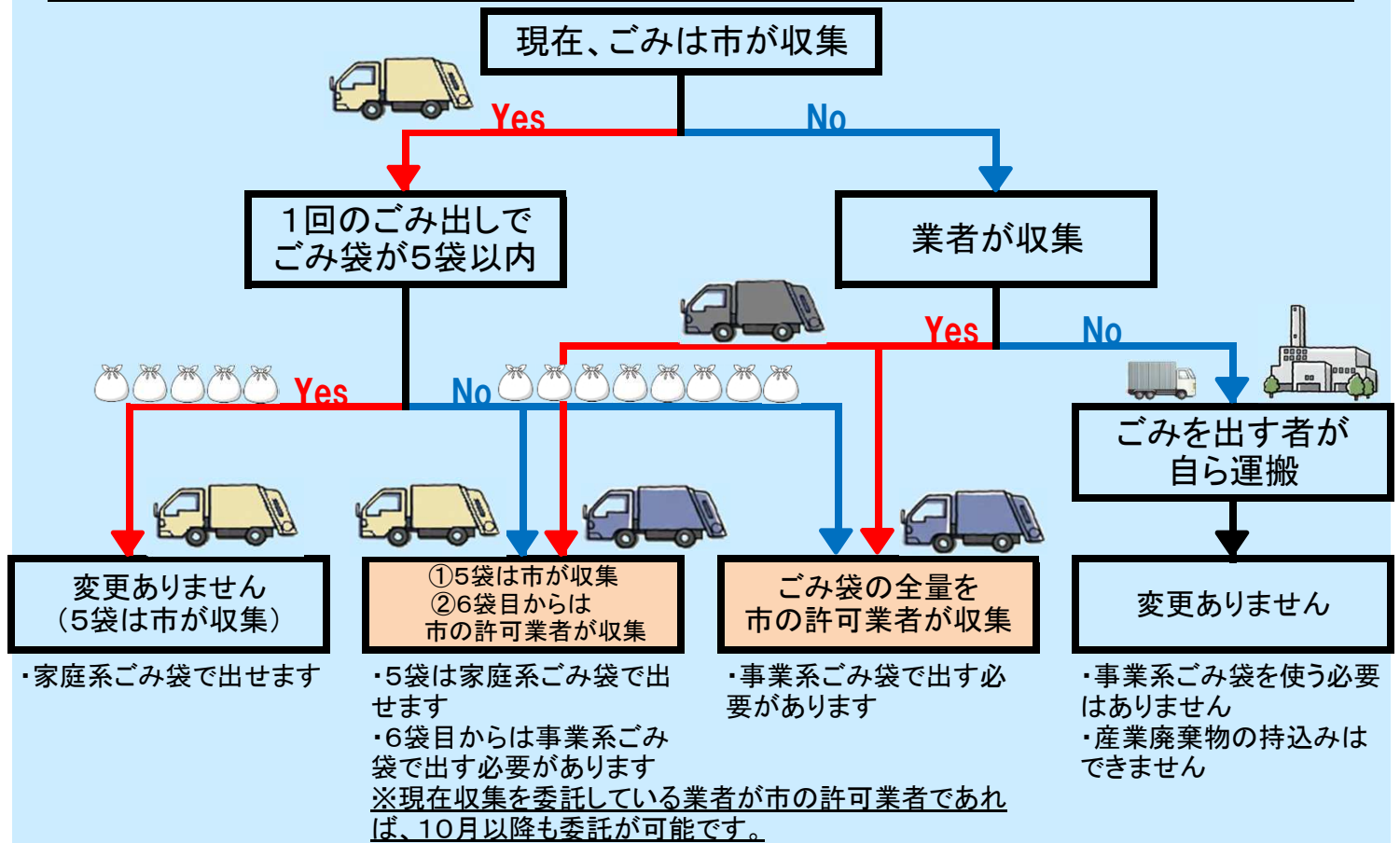
産業廃棄物(20品目)

産業廃棄物の処理は市では行っていません。廃棄物処理法に基づき自己責任において適正に処理をしてください。
全ての事業活動(事業者)が対象

品目
①燃え殻
②汚泥
③廃油
④廃酸
⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック類
⑦ゴムくず
⑧金属くず
⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
⑩鉱さい
⑪がれき類(工作物の新築・改築・除去)
⑫ばいじん

品目	特定業種
⑬紙くず	建設業、紙製造業、出版業、製本業、印刷物加工業など
⑭木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業
⑮繊維くず	建設業、繊維工場
⑯動植物性残さ	食品・医薬品・香料製造業
⑰動物性固形不要物	と畜場・食鳥処理場
⑱動物ふん尿	畜産農業
⑲動物の死体	畜産農業
⑳前記①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処分したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	—

変更後のごみ出しの方法をYes Noフローチャートで確認して下さい



よくある質問

- 問1 10月以降も、現在、回収をしている業者に事業系ごみの委託はできますか。
答1 許可業者であれば、10月以降も委託は可能です。
- 問2 田川市内にはどのような産業廃棄物処理業者がいますか。
答2 県のHPで確認していただくか、県産業資源循環協会(092-651-0171)又は県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所にお問合せ下さい。
- 問3 広域でごみ処理施設を建設し、市の負担が軽減されるにも関わらず、何故ごみ袋の料金を値上げするのですか。
答3 事業系ごみ袋の料金(110円/袋(10kg))は、清掃センター(川崎町)のごみ処理手数料(100円/10kg)と同じ水準です。
- 問4 事業系ごみ袋の種類にかん、びん、ペットボトル、プラスチック(かん等)がないのはなぜですか。
答4 事業所のかん等が産業廃棄物のためです。ただし、1回のごみ出しで5袋以内の場合、家庭系ごみ袋を使用できます。
- 問5 事業所等から出る大型ごみはどのように出したらよいのですか。
答5 金属やガラス等の素材の大型ごみは産業廃棄物です。ただし、木材等の素材のみの大型ごみは市が収集します。
- 問6 事業系ごみ袋の大きさは1種類だけなのですか。
答6 事業系ごみ袋導入当初は、1種類のみです。複数のサイズの作成要望等があれば、検討します。
- 問7 事業系ごみ袋に入らないごみはどのように処理したらよいのですか。
答7 田川市役所環境対策課にお問い合わせ下さい。
- 問8 飲食店から出る生ごみは、産業廃棄物になりますか。
答8 事業系一般廃棄物になります。なお、食品製造業等が出す生ごみは、産業廃棄物(動植物性残さ)になります。
- 問9 古紙を回収してくれる業者はありますか。
答9 許可業者のうち、古紙回収に「○」がついている業者に相談して下さい。
- 問10 収集運搬料金は、収集運搬業者によらず一律の料金なのですか。
答10 一律ではありません。必要に応じて、複数の業者から見積を取って下さい
- 問11 事業系ごみ袋の導入により、費用負担が増えますが、市から小規模店舗等への支援等はないのですか。
答11 1回のごみ出しで5袋以内であれば、これまでと同様に市が収集しますので、費用負担の増加が最小限に抑えられます。

お問い合わせ

<制度全般に関すること>

田川市 市民生活部 環境対策課 環境政策係
〒826-0042 田川市大字川宮1550(田川市清掃事務所)
TEL:0947-85-7142(直通) FAX:0947-44-0171
メール:kankyou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp

<産業廃棄物に関すること>

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
環境指導課 環境指導第3係
〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号(別館2階)
TEL:0948-21-4814 FAX:0948-23-4162